

令和8年6月1日～ 入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費の高騰の影響から、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改正がありました。これに伴い、当院においても下記の通り変更となります。

所得区分		～令和8年5月31日	令和8年6月1日～
70歳未満	70歳以上		
区分ア	70歳以上(現役並みⅢ)	1食につき510円	1食につき550円
区分イ	70歳以上(現役並みⅡ)		
区分ウ	70歳以上(現役並みⅠ)		
区分エ	一般(70歳未満/70歳以上)		
区分オ	低所得Ⅱ	1食につき240円	1食につき270円
-	低所得Ⅰ	1食につき110円	1食につき130円

※所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養負担額が定められています。

※公費医療(難病)等により、負担額が異なる場合があります。